（別紙２）

平成　　　年　　　月　　　日

　福井県　　健康福祉センター所長　様

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28 年環境省令第22号）

附則第２条第２項に基づく石灰石に係る経過措置の適用の解除について（届出）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則第２条第２項に基づく石灰石に係る経過措置の適用を受けていたところ、以下のとおり、原料として使用する石灰石中の水銀含有量が0.05mg/kg未満である月が４か月以上継続したため石灰石に係る経過措置の解除を届け出ます。

記

過去４か月間の石灰石中の水銀含有量（mg/kg）

（添付書面）

精度管理に関する情報